

「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備事業」の公募に関するQ&A

2025年2月20日更新

#	項目	質問	回答
1	採択件数	採択予定数は何件か。また類型毎の採択件数は決まっているか。	採択予定数や類型毎の採択件数は設定しておりません。予算額の範囲内で採択を行います。
2	補助対象事業	3つの類型があるが、いずれかの類型を選択する必要があるのか。	3つの類型から選択いただきますが、複数選択いただくことも可能です。なお、類型別に採択件数の枠を設定しているわけではありませんので、あくまで事業趣旨に見合った類型を選択してください。なお、ネットワークのハブとしての機能は、スタートアップ創出にも企業とのオープンイノベーションの推進にも重要であることから、類型①、②を選択する場合であっても類型③を必須とし、規模の大小・新設改修は問わずオープンイノベーション推進のためのコワーキングスペースや交流スペース等を併設するようにしてください。
3	補助対象事業	成果目標として、「産学連携プロジェクト数」と「ディープテック分野の大学発スタートアップ創出数」が掲げられているが、どちらも提案に含めるべきか。またディープテック分野の大学発スタートアップに含める基準などはあるか。	成果目標は、3つの類型の必須KPI等を参考に、申請者で寄与できるものがあれば、任意でご提案ください。各申請者のご判断でディープテック分野に分類されるものはカウントしてください。
4	補助対象事業	なぜ、研究開発設備のみの申請はできないのか。	本事業の目的が、オープンイノベーション拠点の創出であることから、研究開発のみならず、必ずオープンイノベーションの機能の創出・強化を実施いただくものとしております。
5	補助対象事業	特定の分野に限定されるのか。	分野は限定しておりません。
6	補助対象事業	「研究の先端性」とはどういう想定か。	共同研究に供する知や、スタートアップ創出が期待される知等を示します。
7	補助対象事業	自治体や企業との共同提案はどういう趣旨か。	本事業の主たる目的が、共同研究やスタートアップ創成による持続的な経済成長の推進であることを踏まえ、提案機関（自治体と密な連携を取れるような場所にキャンパス等を有するなど、当該キャンパス等が拠点の中核的なサイト（実施場所）となる計画に対応できる機関に限る。）が立地する地域の自治体（都道府県、政令指定都市、市町村又は特別区）や企業との共同提案を期待します。
8	補助対象事業	共同提案と参画協力の違いは何か。	共同提案は以下の取組を指します。以下に該当しない場合は、参画協力機関としてください。 ・大学、高等等の補助対象事業者提案者と自治体や企業等がコンソーシアム等を組織し申請するもの。 ・大学、高等等、複数の補助対象事業者が申請するもの。 ・本事業の目標達成に必要な不可欠な施設・設備整備を自治体や企業等が実施主体となり同計画と一体となって実施するもの（ただし、自治体や企業等の施設・設備は補助対象経費には含むことはできません）。
9	補助対象事業	事業は申請機関全体として行う必要があるのか。例えば、特定の研究分野に絞った研究所単位等での申請も可能か。	研究所単位等での申請も可能です。
10	補助対象事業者	地域の自治体（都道府県、政令指定都市、市町村又は特別区）との共同提案の場合は、共同提案者の合意書等、共同提案を証明する書類の提出は必要か。また、必要な場合、首長の合意を証明する必要があるか。	首長の合意を必須とすることまでは想定していませんが、該当するQAの趣旨を理解・協力いただける担当部署の責任者の連名で申請いただくことを想定しています。
11	補助対象事業者	同じ大学法人や高等専門学校から複数の拠点が申請することは可能か。	可能です。ただし、複数の拠点がそれぞれ申請用紙を記入し、提出する必要があります。また、提案内容については異なる内容である必要があります。
12	補助対象事業者	複数の大学または高等専門学校から構成される拠点（コンソーシアム等）として共同提案は可能か。	可能です。ただし複数の大学または高等専門学校から構成される拠点の場合、代表となる大学または高等専門学校を拠点にて選定し、申請して下さい。
13	補助対象事業者	高等専門学校が応募する場合、独立行政法人国立高等専門学校機構として提案するのか。	高等専門学校単位で可能です。
14	補助対象事業者	世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの支援対象となる国際卓越研究大学に提案する予定の大学は応募可能か。	可能です。ただし、各大学としてのミッション・ビジョンや当該事業の目的が地域経済成長であることから、大学等が強みを持つ最先端の研究力を基にしたスタートアップの創出や、地域企業が大学等の保有する高い研究力を十分に活用し連続的なイノベーションを起こすこと等であることを踏まえ、周辺・関連大学等の巻き込み等も検討してください。
15	補助対象事業者	「地域大学」や「地域の中核大学」の定義はあるか。	公募要領で定めている補助対象事業者の要件を満たしていれば提案が可能です。対象としては特定の大学を除外することはありませんが、事業の趣旨から、審査項目として、本拠点が地域の活性化等にどのように資するのかについて審査を行います。なお、「地域」とは申請する大学等の所在地に限らず広域性を持っていただくことを期待します。詳細については地域中核・特色ある研究大学総合振興PKG（ https://www8.cao.go.jp/cstp/output/kenkyudai_pkg_p.pdf ）をご覧ください。
16	補助対象設備	本事業趣旨を踏まえ最大限の価値を生み出すために、本事業の補助対象経費の範囲で、複数の建物、改修を対象とすることは可能か。	事業の目的達成のために複数の建物の一体的な運用が必要であり、かつその効果が期待できる場合、可能と考えられます。
17	補助対象設備	建物は改築を行う場合も対象か。	対象となります。ただし、既存建築物の取り壊しのための費用は補助対象外となります。改築の場合は骨格に影響のない範囲での壁等の撤去は可能です。
18	補助対象設備	施設は新設と改修等で評価は違うのか。	新設か改修かで評価を分けることは想定しておらず、その拠点が生み出す価値を評価します。

#	項目	質問	回答
19	補助対象設備	建物の新築、改修、設備を補助申請する場合に、 ①新築、改修完了後でないと設備導入できないのか。 ②新築・改修が未完了の場合であっても、別の施設に設備を仮導入しても構わないのか。 また、仮導入の場合は、移設費用等は自己負担という認識でいいか。	原則的に、建物の新築・改修の完了が前提で設備導入を行うものと捉えられるため、完了後に設備導入されるものを対象とします。工事期間が不測の事態により間に合わないことが想定される場合などは個別に事務局に御相談ください。 ただし、②の場合には、仮導入の後の移設費用等は自己負担が前提の下です。
20	補助対象設備	隣接（同建物内）する施設において、本事業とは別目的の施設を建設・改修する場合は、共通利用部などを補助対象外（補助金の自己負担とは別の自己負担）として計画する分には、問題ないか。 また、当該目的達成に必要な事務機能を担保するために、同施設内での一定面積の確保が必要である場合は、補助対象経費として含むことに問題があるか。	ともに問題ありません。
21	補助対象設備	本事業において、建設（新築）と改修を組合せて複数施設を一体的に運用する提案とする場合において、同時に研究設備機器も導入したいと考えているが、建設（新築）と改修により整備する施設の規模と、導入する研究設備機器の費用的な規模の紐づけ等の制約はあるのか。（例えば、新築：改修＝10：90の場合、補助上限の研究設備機器を改修（90）に導入しても問題ないか）	提案が一体的な構想として効果的であれば制約はありません。
22	補助対象経費	補助上限の5億円を大きく超える事業の申請は可能か。	可能です。自己負担や、外部資金の活用などによる、補助金の有効活用を期待します。
23	補助対象経費	補助対象額と自己負担額の計算方法は。	1)建物だけを申請する場合 a 億円以上の建物に対して、 補助額（ $a \times 2/3$ ）億円、自己負担額（ $a \times 1/3$ ）億円以上 ただし、補助額は5億円が上限です。 2)建物と設備機器を申請する場合 b 億円以上の建物に対して、補助額（ $b \times 2/3$ ）億円、自己負担額（ $b \times 1/3$ ）億円以上、c 億円以上の設備機器に対して、補助額（設備機器）はc 億円以下。 ただし、全体の補助額は5億円が上限かつ、設備機器は2.5億円または、建物の補助額を超えることはできません。
24	補助対象経費	補助率は交付決定時の補助率が精算時も適用されるという考えで間違っていないか。例えば、15億円を超える補助対象経費額で交付決定した場合、補助対象経費が交付額を割り込んだ場合の補助率の考え方はどうなっているのか。	交付決定額及び上限額を上限に制度率（2/3補助）を用いることが出来ます。費目によって補助率が異なるため、実際に支出した経費の状況によって再計算されます。
25	補助対象経費	調査設計費や工事費を補助対象とするには、応募申請の際に設計図、見積書が必要か。	公募への申請時点では、詳細な設計図の提出は不要ですが、配置や機能構成、面積など、事業概要のわかる配置図や平面図が必要です。（建物の新築・改修の費用の算定上、必須のものと考えます。） 交付申請時（採択後）に見積書のご提出が必要です。
26	補助対象経費	応募申請の際に各経費に関する証憑（エビデンス）が必要となるか。	公募への申請時点では、必要ありません。採択決定から交付決定の間に、業者の正式な参考見積や商品カタログ等の積算根拠が必要となります。
27	補助対象経費	建物の建設の契約を申請前にした場合、対象となるか。	対象外となります。補助事業実施期間に発注（契約）を行い、引き渡し、検収、支払をしたものが対象です。
28	補助対象経費	自己負担額の一部を企業等から負担してもらうことも可能か。	原資は問いません。なお、自己負担相当額を企業が負担する場合には、産業界のニーズや拠点の今後の自立可能性の期待に繋がるので評価は高くなります。ただし、本事業趣旨として、費用負担にたく特定企業以外の企業に対してオープンイノベーションを促す工夫を期待します。（その際の負担方法の評価については、寄付でも出資でも、企業からの拠出であれば、評価に違いはありません。）
29	補助対象経費	自己負担額の一部を国からの補助金等で負担することは可能か。	国等の補助金には、使途が定められているものと定められていないものがあると考えられます。使途が定められていないものに関しては、自己負担額に充当できるものと考えられますが、可能かは、対象の補助金の交付元等にご確認ください。
30	補助対象経費	調査設計費・工事費を計上する際に、調査設計費・工事費としては対象外とされてしまうが、必要な経費（別質問にあるような什器や情報基盤設備など）を自己負担分の経費として含めることはできるか。	出来ません。補助対象経費に対して2/3を経産省が補助するものであり、全事業費の2/3相当額を補助するものではないため、特定の経費を1/3自己負担分として計上することはできません。什器や情報基盤設備は設備機器として計上してください。
31	補助対象経費	建物において、教育に関する設備が含まれている場合も補助対象となるか。	本事業と関連しない箇所については補助対象外となります。なお、産学共同人材育成プログラム、社会人リカレント教育等に資する施設等は対象となります。
32	補助対象経費	公共施設の一部（例えば、当該公共施設の〇階部分全体やある一室）または全部を借りた上で改修を行うことは可能か。	事業者は、原則として、本事業により施設や設備の設置及び所有を行うとする者としています。ただし、管理責任者（首長等）の確認が得られる場合や、少なくともKPIによるモニタリングの対象期間を契約期間として含む貸借契約を締結する場合など、事業が中長期で展開されると認められる場合には、対象とすることができます。
33	補助対象経費	民間施設の一部または全部を借りて、改修を行うことは可能か。	本事業では対象となりません。ただし、民間企業が建てたインキュベーション施設等を購入している場合、その部分を改修するなど、所有権を有する部分に対する改修は対象となります。
34	補助対象経費	設備のみでの申請は可能か。	建物（改修を含む。）と設備導入が一体となった申請である必要があります。
35	補助対象経費	建物に入れる什器は対象となるか。	原則として、補助対象外となります。ただし、椅子やソファなどが建物に造り付けられる場合や、パソコンなどが研究目的など本事業においてのみ利用される場合などには、対象とできます。また、類型③オープンイノベーション施設の選択を必須としています。オープンイノベーションを推進するために必要な什器は補助対象とすることができます。ただし、オープンイノベーションを推進する施設・空間等を「OI区画」として位置付けた上で、当該区画内での確に活用と管理を行う旨を、申請書においてご説明いただきます。

#	項目	質問	回答
36	補助対象経費	車両は対象となるか。	自動車等車両（事業所内や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く）の購入費・修理費・リース費・車検費用は補助対象になりません。ただし、車両に載せる設備及びその設備の設置に必要な費用は補助の対象となり得ます。 また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において「機械及び装置」区分に該当するもの（例：トラッククレーン、ブルドーザー、ロードローラー等）は補助対象になります。
37	補助対象経費	既存の設備機器を改良・更新するための費用も対象となるか。	改良によって得られる機能や効果が新たな設備の導入と同等に得られる場合には、対象とすることもできると考えられます。
38	補助対象経費	改修するために必要となる撤去費（例：壁の撤去 等）は補助対象となるか。	原則として、撤去費（既存建物解体費、既存設備の撤去費）、外構工事費（外灯、門扉、フェンス、駐車場、植栽等。建物本体と一体的に整備する必要があるものを除く。）及び施設本体に直接関係のない工事費は補助対象になりませんので、ご留意ください。ただし、建物の改修にともない発生する費用（具体的には、その撤去費が既存施設の機能の増強に直接的に資すると認められるもの）については認められる場合があります。個別に事務局にご相談ください。
39	補助対象経費	事業開始前から他の施設にある設備について、新たに整備する施設への据付け・移設に係る費用は対象となるか。	事業の目的を達成するうえで不可欠な設備であり、かつ、新たに購入するよりも経済的であると判断される場合に限りです。
40	補助対象経費	予算執行の検査は、どこまで細部まで確認されるものなのか。（トイレ、壁紙・床材、塗装の仕様まで選定理由が必要なのか。）	外壁や壁紙・床材、塗装の仕様といったデザイン、トイレや給湯室などといった通常備わるべき空間については、仕様を満たしていれば、細部までの確認や審査委員会・事務局との調整の必要は生じません。
41	補助対象経費	DXを推進するための拠点（建物）とするにあたり、インフラにおいて、ネットワーク環境や最低限必要のソフトウェアは、補助対象としてよいのか。	事業目的の達成のために必要なインフラとしての設備機器は、対象とすることは可能と考えられます。
42	補助対象経費	研究開発設備機器の対象は、施設設備品であれば汎用品でも購入可能か。（例えば、食品加工拠点を目指す場合、一般家庭冷蔵庫での環境評価をする必要があり、一般家庭冷蔵庫や電子レンジ等でも、その研究に必要という整理がされていけば問題ないのか。）	汎用品でも購入可能です。いずれにしても、3社以上の相見積を取得の上、最も安いものを購入する必要があります。
43	補助対象経費	事業実施中に、当初計画では想定していなかった費用（建物の建築に関する追加費用など）が発生した場合、その費用は補助対象経費とすることができるか。	交付決定された額及び費目別決定額の中での変更は可能です。ただし、申請にあたっての趣旨や目的から逸脱するものへの変更は不可能です。
44	補助対象経費	当該施設において、特殊な研究環境・機能を整備したい（例えば特殊音響、クリーンルーム、温度・振動等制御など）場合、研究設備機器とすべきか施設整備費とすべきか。	機関において、工事請負契約の中で整備するか設備を購入するかを区別や、当該設備・施設を資産計上等して整理するか如何により、ご判断いただければ構いません。
45	補助対象経費	建物を新築する場合、建築確認申請手数料は補助対象経費となるか。	対象となりません。
46	補助対象経費	政府調達のための官報掲載手数料は補助対象経費となるか。	対象となりません。
47	標準KPI	標準KPIの設定が必須とあるが、達成できなかった場合どうなるのか。	設定したKPIについては、施設設備の整備後に経済産業省がフォローアップを予定していますが、達成状況による補助金の返還は求めません。 なお、別に設定する交付要件についての達成状況次第によって、補助金の支払いをしない等の可能性があります。
48	標準KPI	各KPIはどれくらいの目標を設定する必要があるのか。	申請機関の規模等に見合った数値かつ本事業趣旨を鑑みて期待される数値を設定ください。絶対目標値等の大小ではなく、予算規模から見た費用対効果や実現可能性等について審査をします。
49	審査	各類型では審査基準・プロセスは異なるのか。	どの類型であっても審査プロセスは同じですが、審査の視点が異なります。
50	審査	審査項目が5つあるが、評点の比重は異なるのか。	事業趣旨に照らして評点の比重を行うことを想定しており、各類型の特徴に応じた審査を行うことを想定しております。
51	審査	施設・設備の整備に必要な費用の外部からの調達等を行い、本事業開始時から強力な産学官連携体制の構築に取り組む計画とあるが、申請時に調達が確約されていないといけないのか。	申請時に確約まで得ることは不可能な場合が多いかと考えられますので、提案書では、調達の交渉状況や時期（目安）を記載いただくことを想定しております。
52	支払い	補助対象額は、いつ支払ってもらえるのか。一旦全額を自己立替しないといけないのか。自己負担相当額は、いつまでに準備しなければならないのか。	原則として、建築・改修・購入に対する支払いがすべて終わってからの申請となるため、いったん自己負担をいただきます。ただし、必要に応じて概算払い（部分払い）は可能とする予定です。
53	その他	この拠点が収益を出すことは認められるか。	理念としては将来の大学の自己財源を創出する拠点になっていただくことを想定しており、収益をあげていただくことを期待しています。なお、本事業では収益納付は求めていません。
54	その他	補助金が入った場合、目的外の施設への転用というのは、一般的にどのくらいの期間縛られるものなのか。	処分制限期間内の転用は原則認められませんが、整備する施設・設備の種類によって処分制限期間は異なります。
55	その他	施設完成後に、事業趣旨を最大限達成する目的の下であれば、例えば導入した設備機器を移設してもいいものか。	事業趣旨を最大限達成する目的であれば可能ですが、例えば、補助目的外で利用することは、事業趣旨に合致しないものと考えられます。
56	その他	交付決定後、地質調査をした際に遺跡等が発見し対応が終わるまで工事を進められないこととなった場合、どのような対応となるか。	工期の見直しを行い、事業期間内までに完成しない場合には、原則として補助対象外となります。予見されない障害が生じた場合は速やかに相談ください。
57	その他	応募時に予見されている世界情勢による設備導入の遅延が想定される場合、考慮する必要があるのか。	あります。物資不足、コロナ禍による労働力不足、物価高騰による影響に対する対策を検討していただきます。
58	その他	オープンイノベーション、プラットフォームとしての機能（特定の企業に偏った支援や演出はしない）は理解した上で、当該施設のネーミングライツを付与する等は各大学の判断で構わないか。	ネーミングライツを付与する手続きにおいても、多様な企業の公平な参加・選定手続などが担保されていれば、可能と考えられます。

#	項目	質問	回答
59	その他	提案時のJイノベ拠点名は、変更可能か。	当該拠点に対して交付決定するため想定していませんが、必要な理由があれば、補助事業終了期間までであれば可能です。ただし、管理上事務局には迅速にご相談いただくとともに、拠点名は全半角等含め正式名称として申請してください。
60	その他	敷地に限りがあるため、同じ敷地を利用し、同時期に異なる他事業に応募する計画を立てることは可能か。	可能です。ただし、採択になった場合、補助金を重複して受け取ることはできません。
61	その他	応募時の問い合わせは可能か。	事務局への問い合わせは可能です。ただし、申請書の記載方法等の事務的な問い合わせのみの対応とさせていただきます、申請内容や事業に関する相談等は対応しかねます。
62	申請書	パワーポイントファイルの提案書（様式2）とワードファイルの提案書補足資料（様式2別紙）はどちらがメインの提案書か。	パワーポイントファイルの提案書（様式2）がメインの申請書です。
63	申請書（様式1）	様式1別紙に全ての大学等名を書くべきか。	代表機関のみで問題ありません。
64	申請書（様式2）	大学や高専と共同提案・協力する場合はどのように記載するべきか。	・様式2 1枚目【共同提案をする大学等名称】に全大学・高専名を記載ください。 ・様式2 別紙 1枚目【1. 申請機関】に全大学・高専分を記載ください。
65	申請書（様式2）	様式2 別紙 1枚目【1. 申請機関】に関して、全ての大学等に関して連絡先を書く必要があるのか。	代表機関は必須です。その他の大学等については任意です。